

大阪自動車整備健康保険組合

保健師からのお手紙



平素より健康保険組合の保健事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、今月号は5つの取組み目標の1つ、「特定健診・特定保健指導」の取組みについてご案内いたします。平成20年4月から、40～74歳の加入者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が健康保険組合に義務付けされています。（高齢者の医療の確保に関する法律）

しかし、まだ特定健康診査自体の受診率が低く、その後に続く特定保健指導受診率は10%未満に留まっています。将来心筋梗塞・脳卒中等を防ぐ大切な健康診断・保健指導ですので、積極的に受診しましょう。

1. 特定健診及び特定保健指導受診率（平成24年度）

① 健康診断受診率（平成24年度）

	受診人数	対象者数	受診率
本人	5,047名	8,972名	56.3%
家族	485名	2,599名	18.7%

※平成24年度補助金利用者数
 ※受診内容は、半日ドック、生活習慣病、特定健診全て含む。
 ※家族は40歳以上を対象とした。

② 保健指導受診率（平成24年度）

	平成24年度対象者（H25.5.16時点）				実施率	
	指導者	指導者計	対象者	対象者計	%	
本人	積極	34名	56名	480名	757名	7.4%
	動機	22名		277名		
家族	積極	1名	2名	10名	36名	5.56%
	動機	1名		26名		

※平成23年度より継続で平成24年度実施した被保険者を差し引いても、被保険者の実施率は7.8%



2. 健診を受ける4つのメリット



病気の予防や早期治療につながる！

健診結果から生活習慣をどう見直せば健康を維持できるかわかる

病気を予防することが長い老後を健康で過ごせるかどうか左右する

病気を予防することで家計の負担（医療費負担）を軽くできる

健康診断を受けましょう！

3. 健診結果ご提出のお願い

健康診断結果をご提供いただけていない事業主様に、今回「健康診断の結果データご提供のお願い」を同封しております。ご協力よろしくお願いいたします。

4. 健康診断後の受診勧奨について

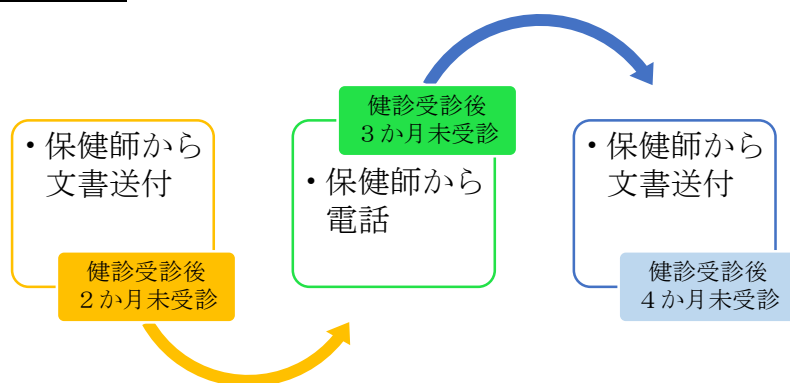
5つの取り組み目標の1つ、「受診勧奨及び重症化予防プログラム」として、平成26年度の健康診断の結果、検査数値が正常範囲を大きく超えて「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」等が疑われ、かつ健康診断受診後2ヶ月経っても受診されていない方に対して受診勧奨のご案内をすることとしました。

対象者は、このまま放置されているとある日突然重い病気（心臓病、脳卒中等）を発症する恐れがあり、大変リスクの高い状態です。

つきましては、以下の〈受診勧奨の流れ〉に沿って受診勧奨をすすめてまいります。

なお、未受診情報はレセプトからの情報であるため事業主様に対象者をお知らせすることはできません。すでに事業所で事後措置等として対応している等、健保からの受診勧奨が不要の場合は、お手数ですがご連絡ください。

〈受診勧奨の流れ〉



〈ご質問・お問い合わせ先〉

〒542-0066

大阪市中央区瓦屋町2丁目11番16号

TEL 06-6762-6371 FAX 06-6763-1800

大阪自動車整備健康保険組合 医療費適正化対策室

保健師 中村 千賀

※相談開設日：火・水曜日